

給水装置所有者変更届に関する注意点

○新旧所有者の署名・押印がある場合

- ・給水装置所有者変更届のみ

○旧所有者の署名・押印がない場合

① 下記のうち 1 点

売買による変更

- ・登記簿謄本
- ・売買契約書の写し
- ・登記識別情報通知

新所有者のものを提示

相続等による変更

- ・登記簿謄本
- ・登記識別情報通知

新所有者のものを提示

- ・旧所有者と新所有者の関係がわかる公的書類

②理由書

※登記簿謄本または公的書類については、発行から 3 か月以内のものを添付してください。なお、インターネットにて提供されるネット謄本（認証文および登記官の印がないもの）については受付ができません。

※登記識別情報通知については、交付時の貼付されている目隠しシールが剥がれていないものを添付してください。

※登記識別情報通知または売買契約書と新所有者の住所や氏名が一致しない場合は、変更が判る公的書類の提出をお願いすることがございます。

※土地または建物が共有名義の場合は、共有者全員の署名・押印をした「同意書」の提出が必要となります。